

枚 方 市 教 育 委 員 会  
協 議 会 資 料

案 件

- 1 平成29年度枚方市小・中学校教頭特別選考について

○開催日 平成29年6月26日  
○開催場所 輝きプラザきらら3階  
教育委員会室



## 平成29年度枚方市小・中学校教頭特別選考について

学校教育部 教職員課

### 1. 趣旨

近年、特色ある学校づくり、さらなる学校教育の充実や学校の活性化を担う管理職候補者の確保が課題となっています。

本市教育委員会は、このような現状を勘案し、本市の養護教諭、栄養教諭、学校事務職員等から、教育に対する熱意と優れた組織マネジメント力や企画力をもった者を、枚方市立小中学校の教頭候補者として広く募ることとしています。

平成29年度についても、小・中学校教頭特別選考の候補者選考を公正に行うとともに、本特別選考合格者を大阪府教育委員会の選考候補者として推薦するため、「平成29年度枚方市小中学校教頭特別選考における小中学校養護教諭、栄養教諭、学校事務職員からの候補者選考要領」を定めました。

なお、今年度は公募の結果、応募者はありませんでした。

### 2. 内容

次ページのとおり

平成29年度 枚方市小中学校教頭特別選考における小中学校養護教諭、  
栄養教諭、学校事務職員からの候補者選考要領

1 目的

この要領は、平成29年度における小・中学校教頭特別選考の候補者選考を公正に行い、大阪府教育委員会の選考候補者として推薦するために定めるものである。

2 選考方法

出願者を公募し、平素の勤務状況、論述試験及び面接の結果を勘案して選考する。

ただし、前年度に公立小・中学校教頭・指導主事等選考（府二次選考）を受験した者については、論述試験を免除する。

3 選考対象者

次の①から④までのすべてに該当する者

① 選考実施年度末年齢が35歳以上57歳以下の者

② 日本国籍を有すること。

③ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと。

④ 次のいずれかに該当する者。

ア、公立小・中学校において、現に養護教諭、栄養教諭、又は学校事務職員の職にあり、教育に関する職に10年以上ある者。ただし、養護教諭又は栄養教諭の職にあるものについては、小学校教諭又は中学校教諭の普通免許状を有しないこと。

イ、枚方市職員で、教育に関する職に10年以上ある者。ただし、現に管理職にある者は5年以上とし、任用予定前年度の1月1日から勤務可能であること。

4 選考手続

① 校長を通じ、該当者全員に要領及び願書を配付する。

② 応募者がある場合は、校長作成の具申書及び本人作成の願書を市教育委員会教職員課に提出する。

5 日程

[市] ○要領・願書の交付 …… 平成29年5月17日(水)以降  
○願書の受付 …… 平成29年5月19日(金)～5月31日(水)  
○論述試験 …… 平成29年6月17日(土)  
○個人面接 …… 平成29年6月27日(火)又は6月30日(金)

[府] ○一次選考予定日 …… 未定  
○二次選考予定日 …… 未定

6 その他

この要領に示した項目のほか判断が必要な場合が生じたときは、教育長の決定による。

# 小・中学校教頭特別選考要領

(平15.7.1施行)

(中略)

(平25.5.22改正)

## 1 目的

この要領は、小・中学校教頭選考要領5の規定に基づき、優れたリーダーシップを持った人材を教頭として選考するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 選考対象者

次の(1)から(4)までのすべてに該当し、市町村教育委員会教育長が推薦する者。

(1) 選考試験実施年度末年齢が、35歳以上57歳以下であること。

(2) 日本国籍を有すること。

(3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと。

(4) 次のいずれかに該当する者。

ア 公立小・中学校において、現に養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、又は学校栄養職員の職にあり、教育に関する職に10年以上の者。ただし、養護教諭又は栄養教諭の職にあるものについては、小学校教諭又は中学校教諭の普通免許状を有しないこと。

イ 大阪府職員（現に府立学校で勤務している者を除く。）又は府内市町村職員で、教育に関する職に10年以上ある者。ただし、現に管理職にある者は5年以上とし、任用予定前年度の1月1日から勤務可能であること。

## 3 選考

小・中学校教頭選考要領に準ずる。

ただし、選考は次の方法によって行う。

ア 一次選考 書類選考及び筆答試験

イ 二次選考 面接試験

## 4 教頭候補者名簿の作成

小・中学校教頭選考要領に準ずる。

ただし、名簿の有効期間については、名簿を作成した日から、原則58歳となる年度の4月1日までとする。

## 5 その他

- ・大阪府教育委員会事務局に勤務している者を選考対象者とする場合は、大阪府教育委員会との事前協議を必要とする。